

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月5日
【会社名】	株式会社リミックスポイント
【英訳名】	Remixpoint, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 真吾
【本店の所在の場所】	東京都目黒区東山一丁目5番4号
【電話番号】	03-6303-0280
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 丸山 智浩
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区東山一丁目5番4号
【電話番号】	03-6303-0280
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 丸山 智浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,394,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 158,094,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第 6 回新株予約権)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	4,500個（新株予約権 1 個につき100株）
発行価額の総額	2,394,000円
発行価格	本新株予約権 1 個当たり532円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成26年 9 月22日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号
割当日	平成26年 9 月22日
払込期日	平成26年 9 月22日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 東京都港区虎ノ門 1 丁目 4 番 2 号

- (注) 1. 当該新株予約権証券を、以下、本新株予約権といたします。
2. 本新株予約権については平成26年 9 月 5 日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により本新株予約権の全てを本有価証券届出書記載の割当予定先に割り当てます。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。なお、申込期間内に申込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当予定の新株予約権は失権します。また、この場合、再募集は行いません。
5. 振替期間の名称及び住所  
    名称 株式会社証券保管振替機構  
    住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リミックスポイント 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は、100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式450,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、346円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当の場合を含む。)、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2)号 から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他  行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けて終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。  株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	158,094,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使期間	平成26年9月23日から平成28年9月22日までとする。（但し、平成28年9月22日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都目黒区東山1-5-4 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 東京都港区虎ノ門1丁目4番2号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込価額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- ( ) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- ( ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

4. 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

( ) 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。

当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。

また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

( ) 取得条項(当社の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です(当社の要請による取得)。

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めるときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

( ) 取得請求(本新株予約権者の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です(本新株予約権者の要請による取得)。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額の346円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後の日において、本新株予約権1個あたり532円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

ただし本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

( ) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領となっております。

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本新株予約権の買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

5. その他

( ) 会社法その他の法律の改正等、本有価証券届出書に規定する内容について、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

( ) 「(2) 新株予約権の内容等」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

( ) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
158,094,000	3,644,950	154,449,050

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額(2,394,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(155,700,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、新株予約権の公正価値算定の費用(エースターコンサルティング株式会社、東京都渋谷区渋谷一丁目17番1号、代表取締役 山本剛史)として1,500,000円、有価証券届出書等及び開示資料にかかる作成及び作成された書類が金融商品取引法及び関連諸法令に準拠しているかどうかのレビュー支援業務の費用(株式会社ADCC、東京都品川区上大崎二丁目15番19号、代表取締役 星野智之)として750,000円、登録免許税として525,000円、登記費用として150,000円、反社会的勢力との関連性調査費用(株式会社セキュリティ&リサーチ、東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次)として250,000円、第三者委員会の組成費用450,000円が含まれております。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。



## (2) 【手取金の使途】

資金使途	支出金額（円）	支出時期
M&A資金	40,000,000	平成26年9月～平成27年3月
「EneSYS」（タイ）の販売に関する強化資金	114,449,000	
増加仕入資金	90,000,000	平成26年10月～平成28年9月
人員強化資金	24,449,000	平成26年10月～平成28年3月
合計	154,449,000	

(注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 資金使途の内容は、以下のとおりです。

現在当社が取り扱うエネルギー管理システム「EneSYS」は、エネルギーの有効利用に着目し、その中でもエネルギー管理の手法の一つである、BEMS(注)を利用した管理システムであります。「EneSYS」は、エネルギー消費量の削減を目的としており、空調設備に設置するために、建設工事が必要となります。現在、当社では建設業の許可を受けていないため、当該工事については、外部業者に委託しておりますが、今後、利益率の向上を目的とした業容の拡大を行うため、建物許可を取得しており、建設業のノウハウを持つ企業等の株式取得による子会社化を予定しております。現時点において、具体的に株式取得を決定した企業はありませんが、現在複数の建設業の免許を持つ、建設工事関連企業と協議を進めております。M&A資金として想定している40百万円については、現在において具体的に株式取得を行う企業は決定していないものの、現時点において協議を進めている企業の純資産額の平均値を参考にしております。なお、当社の想定通りにM&Aが行われない場合には、当該資金を建設業工事に関する経験を持つ人員の確保及び建設業のインフラ整備等を行い、建設業の免許を自社で取得すべく資金に充当するものと致します。また、当社の想定通りに権利行使が行われず、資金の調達が行われない場合には、調達した資金により、事業を縮小させたくうえで推進するものと致しますが、当社の想定通りに当該人員の確保がなされないなどの理由により、当社グループによる建設工事業への参入が遅れる、もしくは参入できない可能性があります。

(注) BEMS (Building Energy Management System)

BEMSとは商業用施設の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA機器等の電力使用量のモニターや制御を行うためのシステムです。電力消費は一定時間に集中して高くなることもあり、この消費量のピークを適切に管理・把握し、抑制することで余剰な電力消費の削減及び電気基本料金の削減が実現できます。

近年、ASEAN各国の経済成長は著しく、タイにおいても、同国の経済成長とともに電力の消費量が大幅に増えております。一方で発電機の設備増強の遅れや火力発電のための燃料の輸入増による発電コストの増大などの構造的問題を抱えており、経済成長を阻害しない効率的・安定的な消費電力の削減が大きな課題になっております。そのような環境の中で、当社は平成25年8月よりタイにおける市場調査を開始し、当社の「EneSYS」が同国における省エネルギーに対するニーズに合致していること、タイにおける事業の経験が他のASEAN諸国やその他地域の発展途上国への展開に活かせること、平成26年3月期においてテストマーケティングの成果として早々に受注を獲得したこと、などの理由から平成25年12月にタイへの進出を本格的に決定したものであります。タイ国内の工場、病院、大型商業店舗などを「EneSYS」導入のターゲットと想定し、これらの施設における空調設備や照明等の消費電力のピークカットや消費電力そのものの低減により、個別企業等の電気料金の削減に寄与するとともに、同国の抱える消費電力の増大を抑制するという課題に寄与することが、当社の事業の目的であります。なお、平成26年3月期までのところのタイにおける売上高は28百万円となっております。現在「EneSYS」のシステム受注に伴う導入については、受注後、当社が関連システム及び付属機器の一連の機器の発注を行い、当社に対する納品後、当社が受注先企業に対して導入の支援を行い、現在タイ向けにサービスを提供しているものであります。しかしながら、発注から納品及び受注先企業からの入金が行われるまでにおよそ6ヶ月の期間を要し、また当社が発注する機器の一部については、製造メーカーとの取り決めにより、発注時に支払いを行うこととされております。また、当社としては、受注時に着手金を取ることを依頼しておりますが、取扱う金額や、業種等により、受注時の着手金の受領に応じて頂けず、納品後に入金となるケースが多いのが実情です。

このようなことから、当社の資金繰りにより、受注できる件数に限度が出てしまうこととなります。このような状況を改善するため、「EneSYS」の販売に関する仕入れ資金として、90百万円、及びタイ現地での

営業先現場調査や設計、営業に対応できる人員を増員するための資金として24百万円を支出するものとしたします。なお、当社の想定通りに権利行使が行われず、資金の調達が行われない場合には、売上の拡大による営業キャッシュフローにより、当該資金のねん出を行います。当社の想定通りに、「ENeSYS」の売上の増加が見込めない可能性があります。

3．当社における現況は、以下のとおりです。

当社は、平成20年3月期から平成24年3月期まで5期連続して営業損失及び営業キャッシュフローのマイナス状態が継続しており、平成21年3月期以降、継続企業の前提に重要な疑義が生じております。また、平成25年3月期において、営業利益及び営業キャッシュフローにプラスが計上されたものの、平成25年3月22日付プレスリリース「主要取引先との契約満了に関するお知らせ」のとおり、主要取引先とのシステム使用並びにシステムサポート保守の契約が、平成25年3月31日をもって満了となり、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じている状況が継続しております。

このような状況下において、主力製品である、業務用中古車査定システム「Inspection Expert System」（以下、中古車査定システム「IES」といいます。）の販売拡大に向けて、パートナーとの協業による販路拡大やトライアル環境の増強などの取り組みを進めると共に、中古車流通に関連するシステム開発案件の受注活動を積極的に行う事で売上の拡大に努めております。

4．前回増資の結果

当社は、既存事業の維持・継続への資金充当を主な目的として、平成26年1月9日を払込期日として、総額249百万円（うち金銭出資195百万円、デットエクイティスワップによる現物出資50百万円）の第三者割当を行いました。当該第三者割当における金銭出資の資金使途としましては、以下のとおりです。

具体的な使途	当初の予定金額 (百万円)	7/31現在における 支出額 (百万円)	支出予定時期
当社における運転資金	約44百万円	22百万円	
本社人件費	約32百万円	16百万円	平成26年1月～7月
本社家賃	12百万円	6百万円	平成26年1月～7月
エネルギー管理システム「ENeSYS」の事業拡大費用	約38百万円	18百万円	
「ENeSYS」基盤の整備（開発費）費用（人件費）	約14百万円	7百万円	平成26年1月～7月
「ENeSYS」基盤の整備（開発費）に関する業務委託費	約24百万円	11百万円	平成26年1月～7月
エネルギー管理システム「ENeSYS」の運転資金	約92百万円	55百万円	
「ENeSYS」立ち上げ資金（人件費）	約75百万円	46百万円	平成26年1月～7月
「ENeSYS」立ち上げ資金（事務所費）	約5百万円	3百万円	平成26年1月～7月
事業運転資金（販売費及び一般管理費）	12百万円	6百万円	平成26年1月～7月
中古車査定システム「IES」の運転資金	約21百万円	36百万円	
「IES」立ち上げ資金（人件費）	12百万円	32百万円	平成26年1月～7月
事業運転資金（販売費及び一般管理費）	約9百万円	4百万円	平成26年1月～7月
合計金額	約195百万円	131百万円	

上記資金使途における平成26年7月末現在の状況としては、上記の通りとなっております。なお、残金の64百万円については、当期末までに執行予定となっております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は平成26年9月5日の取締役会決議により本新株予約権の第三者割当と並行して、以下の概要にて第三者割当による新株式の発行を決議しております。

（第三者割当による新株式の発行）

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式900,000株
(2) 発行価格	1株につき346円
(3) 発行価額の総額	311,400,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 1株につき173円（総額155,700,000円） 増加する資本準備金の額 会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される 資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(5) 募集方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期日	平成26年9月22日
(7) 払込期間	平成26年9月22日
(8) 割当予定先及び割当株数	日本新電力株式会社900,000株（311,400千円）

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited
	本店の所在地	Rooms 2003-06, 20/F, Shui On Center, 6-8 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong
	代表者の役職及び氏名	Director Zhang Bingxin
	資本金	1万香港ドル
	事業の内容	投資事業及び5173グループの中国におけるゲーム事業の統括
	主たる出資者及びその出資比率	5173.Com Holdings Limited 100%
	国内の主たる事務所の責任者氏名及び連絡先	該当事項はありません。
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

#### c 割当予定先の選定理由

##### 省電力事業への注力及び業務提携の状況

資源小国であり、東日本大震災からの復興や原発再稼働の問題を抱える我が国にとって、「エネルギー安全保障」は国の根幹を支える最重要課題であり、政府の成長戦略においても「経済的なエネルギー需給の実現」が大きな課題になっております。このような環境の下、「クリーン」「経済的エネルギー」の分野に関する市場規模は、内閣官房内閣広報室発表「戦略市場創造プラン」によると現時点で国内4兆円、海外40兆円、2020年には国内10兆円、海外108兆円との試算が出ております。

当社では、このような市場環境をふまえ、当社の強みである「開発力」「見える化」「高いユーザビリティ」を活かし、国内外における省エネルギー関連市場に参入すべく、省エネルギー関連市場に対応するシステムの商品化に注力してまいりました。

具体的には、上記の省エネルギー関連市場向けの市場に対して、エネルギーの有効利用に着目したエネルギー管理手法の一つであるBEMSを活用した管理システムの中心を構成するソフトウェアとその周辺機器をメインとする商品開発、提携先の開拓および営業活動の強化を行っております。また海外市場においては、成長著しいASEAN地域における市場調査をすでに開始しており、早期の営業展開を目指しております。

このような状況のもと、当社の主要取引先であるES株式会社（代表取締役 山口慶治 福井県越前市横市町1-6）より日本ロジテック協同組合の紹介を受け、日本ロジテック協同組合との協議の結果、今般日本ロジテック協同組合との業務提携契約を締結し、日本ロジテック協同組合及び日本ロジテック協同組合が行うPPS事業の組合員に対して当社の主力商品であるエネルギー管理システム「ENeSYS」の導入を行うことを目論み、また、当該販売網の拡大を契機として、当社の取扱商材の拡大、及び販売・管理体制の増強を図ることを企図しております。日本ロジテック協同組合においては、当社との提携を機に、「ENeSYS」による電力の需給バランスの調整に取り組み、より安定的で効率的な電力供給体制の構築を図る予定であります。日本ロジテック協同組合は、平成19年11月9日に設立され、主に当組合が一括購入した電力を組合員に給電し電力料金の低減を支援するPPS事業を行う協同組合です。

日本ロジテック協同組合との業務提携の具体的な内容は、以下のとおりです

- (1) 当社が日本ロジテック協同組合の電力協同購買事業における組合員の募集に協力すること
- (2) 当社が日本ロジテック協同組合の紹介により、日本ロジテック協同組合の組合員に対して省電力コンサルティングを実施すること
- (3) 技術交流及び人的交流を行うこと

日本ロジテック協同組合との業務提携についての経緯としましては、平成26年5月頃より、当社取締役である小田玄紀並びに担当部長を中心に、当社のもつ省電力事業と日本ロジテック協同組合とのPPS事業において、何らかの形での連携を行うことを目的とした協議が行われ、その結果、当社と日本ロジテック協同組合との協議の中で具体化し合意した双方の目指すべき強化および協力の方針としまして、PPS電力を活用する顧客を日本全国各地に増加させ、かつ、電力供給からエネルギーコントロールまでの一貫したサービス体制を構築することを基本方針として、省エネルギー関連システム(エネルギーコントロールシステム)の開発を行い、顧客に対して省エネルギー商材(LED、BEMSなど)を提供していくことを決定しております。

なお、今般の割当予定先である日本新電力株式会社(以下「日本新電力」といいます)は、日本ロジテック協同組合の理事である橋本宏昌氏が代表取締役を務める企業であり、日本ロジテック協同組合の事業内容であるPPS事業を補完し関連する事業を行うことを目的として、平成24年11月に設立された企業であり、現状においては、主な事業の実績はないため、同組合より運転資金及び事業資金の借入れを受け、経済的な支援を受けている企業であります。

(注) PPS事業

特定規模電気事業のことをいい、大量の電力を消費する企業や工場などの特定規模需要家に電力を供給する事業となります。

2000年の改正電気事業法施行により、電力小売の自由化が一部認められ、契約電力が2000kW以上の需要家を対象とした電力小売事業への新規参入が可能となりました。この電力小売自由化により特定規模電気事業が可能となり、その後電力小売自由化は進み、2004年には契約電力500kW以上、2005年には契約電力50kW以上と、自由化の対象は広がってまいりました。

### 第三者割当を行う理由

今般、日本ロジテック協同組合との業務提携に合わせ、当社としては、省電力事業の体制を強化する必要があり、具体的には、日本ロジテック協同組合の顧客及び顧客見込みに対して、当社の「ENeSYS」を中心とするサービスを提供していくことを想定しており、また、省電力に関して新たなサービスの拡大を行うことにより、当社の事業規模の拡大が見込まれるものと考えております。

このような状況において、省電力事業の拡充のための事業資金、体制強化、業容の拡充、及び増加するニーズに対応するための仕入資金のための資金調達が必要であると判断しましたが、資金調達を検討する中で、間接調達や直接調達を含めあらゆる手段での資金調達の方法を検討してまいりましたところ、当社の現状においては、数期にわたり当期純損失を計上する厳しい状況にあり、資金調達の方法は限られたものとなっております。

間接金融による資金調達については、当該規模の借入が見込める相手先を見つけることができないことから、間接金融については選択肢として見送り、また、直接金融による資金調達を検討するにあたり、公募増資については、同じく数期にわたり当期純損失を計上している状況であることから、十分な応募が期待できないことは明白であり、実現可能性が低いと判断いたしました。

加えて株主割当増資やライツ・オファリングについても前述の厳しい財務状況に加えて、ここ数年配当が実施できていないことから現段階では実現可能性が低いと判断いたしました。

その結果、第三者割当増資の方法を主眼として検討せざるを得ないと判断に至りました。その中で候補先との協議を進めたところ、日本新電力株式会社を割当予定先とする新株式の発行、並びにLicheng (H.K.)Technology Holdings Limitedを割当予定先とする新株予約権の発行を決定致しました。

また、今般の割当予定先であるLicheng (H.K.)Technology Holdings Limited は、2003年に設立された、バーチャルデジタル製品を取扱うECサービスサイトを運営する企業である5173.com Holdings Limitedの100%子会社であり、5173.com Holdings Limitedのグループにおいて、中国で展開するゲーム関連事業を統括する中心的な持株会社です。また、5173.com Holdings Limitedの運営するサイトは、ネットゲームのバーチャルアイテムやネットで使用できるポイント等を売買できるプラットフォームを開発し、中国国内において約7千万人の会員に愛用されております。

また、当社の前取締役であった劉海濤氏が代表取締役を務める株式会社ストリームがLicheng (H.K.)Technology Holdings Limited からの出資を受け、また5173.com Holdings Limitedと業務提携契約を締結していることから、平成26年6月頃に劉氏より紹介を受け、当社の状況に関する相談を行っていたところ、資金調達により得た資金を投下し、事業の強化を行いたい当社の意向と、5173.com Holdings Limited.が、ECサービスサイトの事業以外にも、当社の取り扱うIES及びBEMSの事業に興味を持って頂き、5173.com Holdings Limitedにおいて、当社の商品の販売等を中国国内にて行いたいと考えていることから、当社として割当予定先として選定することを判断いたしました。

なお、現時点において、当社と5173.com Holdings Limited及び割当予定先との間において業務提携契約等の締結は予定しておりませんが、今後業務提携を行うなどの場合には、適時開示することといたします。

また、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedが、割当予定先となった経緯につきましては、5173.com Holdings Limitedの代表者と協議を図ったところ、同社のグループ戦略上、子会社であるLicheng (H.K.)Technology Holdings Limitedにて引き受けたいということとなったため、当社としても、これに応じたものであります。

なお、新株式の発行と同時に、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedに対する第三者割当を新株予約権によるものとした理由につきましては、割当予定先であるLicheng (H.K.)Technology Holdings Limitedが当社の事業の進捗を鑑みながら、権利行使を行いたいという意向があったことから、当社の資金使途の状況、及び割当の候補先が他に見つからないことを鑑み、新株予約権による発行に至ったものであります。

また、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedの権利行使のタイミングにつきましては、権利行使時の株価及び出来高に依拠することなく、適宜権利行使を行うことについての説明を口頭にて受けております。

なお、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedの意向を踏まえ、当社として検討した結果、当社としても当該提案を上回る条件での提案が他の提案先からはなかったこと、新株予約権の権利行使のタイミングにつきましては、権利行使時の株価及び出来高に依拠することなく、適宜権利行使を行うことについての説明を口頭にて受けることができたことから、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedの意向を受け、割当予定先に選定を行っております。

d 割り当てようとする株式の数及び払込金額

Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited 450,000株(4,500個) 155,700,000円

e 株券等の保有方針

当社は、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedとの間において、株式の保有方針についての協議を行ったところ、基本的には協業を視野に入れた引き受けであることから、継続的に保有を行う意向はあるものの、一方で、株価が上昇した場合には、保有する株式の一部を売却する可能性もあることから、割当株式の保有方針については、純投資とことを口頭にて確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるLicheng (H.K.)Technology Holdings Limitedより、同社の財務諸表、通帳の写しを受領し、新株予約権の払込み及び権利行使に係る払込みを行うことが十分に可能であることを確認し、払込金額及び権利行使価額以上の預金残高を保有していることを確認いたしました。

また、当該資金は自己資金であることを割当予定先に直接確認しております。

以上のことから、当社として本第三者割当に関する払込みに支障のないものと、判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及び割当予定先の出資者が反社会的勢力との一切の関係を有していないことを示す確認書を割当予定先より受領し、割当予定先に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。また、上記とは別に、割当予定先及び割当予定先の親会社となる5173.Com Holdings Limited(以下、割当予定先等)が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員及び出資者が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できませんでした。また、割当予定先等の役員及び出資者についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、割当予定先等と反社会的勢力との関係は確認できないことから、その結果、当社として、割当予定先等は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価格の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価格の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関(エースターコンサルティング株式会社、東京都渋谷区渋谷1丁目17番1号、代表取締役 山本剛史)の算定の結果である531.7円を踏まえ、割当予定先と協議の結果、532円と致しました。



なお、第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価502円(平成26年9月4日の終値)、権利行使価額346円、ボラティリティ94.18%(平成24年8月から平成26年8月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.079%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき531.7円との結果を得ております。

また、割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(1年後または取得条項発動2週間後)に時価が行使価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとすると、既存で発行している新株予約権に加え、有利な代替資金調達方法を採用することによって、更なる希薄化を招くことになり、既存株主の権利を毀損することになることから、新たな資金調達の選択肢が限られることとなります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。具体的には、代替資金調達コストは54.87%(修正CAPMにより算定した株主資本コスト1.99%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分52.88%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額346円に代替資金調達コスト分190円を加えた536円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

また、自らが現時点において想定しているコール発動水準(コール発動水準について、当社は他の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず権利行使が行われないなどの場合に発動することを想定しております。)と異なる水準、つまり株価が536円となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自らが現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が6,257円程度高く評価されております。

また、算定に際しては、株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり3,020株(最近1年間の日次売買高の平均値である30,200株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。

行使価額については、新株式の発行価額と同値であり、本第三者割当に関する取締役会決議日の前営業日(平成26年9月4日)から、1ヶ月間の平均株価である384.3円から9.97%ディスカウントした金額である346円といたしました。

行使価額の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社といたしましては、市場環境等による経済情勢の変化及び決算発表等これまでに当社が開示してまいりました個別の業績内容等と、平成26年8月下旬の当社普通株式の市場価格が、特段の要素がないにも関わらず日経平均株価と比べて大きく変動している事実を踏まえた上で、平成26年8月13日に開示致しました平成27年3月期第1四半期決算短信[日本基準]の以降の株価推移を勘案し、直前営業日より1ヶ月間平均株価が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

上記算定根拠より算出された本新株予約権 1 個につき532円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

ついては、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、エースターコンサルティング株式会社が行った、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果が合理的であると当社は判断しております。

また、本新株予約権の1個当たりの払込金額532円につきましては、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティング株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価格が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断をしております。

また、当社監査役3名全員もエースターコンサルティング株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、エースターコンサルティング株式会社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関してエースターコンサルティング株式会社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を上回る払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるという判断をしております。

なお、当社は新株予約権の発行を行い新株予約権の権利行使に基づく株式の数450,000株による希薄化率7.26%(議決権比率7.28%)であり、また、本新株予約権の発行と併せ本新株式900,000株の発行を行い、これによる希薄化率は14.53%(議決権比率14.56%)となり、合計の希薄化率は、21.79%(議決権比率21.84%)に相当することとなります。

これにより既存株主の皆様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下する恐れがあることから、大規模な1株あたりの希薄化が生じることから、既存株主様の株式価値が一時的に低下する可能性があると考えております。

しかしながら、当社は、現状において、収益基盤がぜい弱な状況であり、平成26年8月13日付「平成27年3月期第1四半期決算短信」にて公表いたしましたように、依然として営業キャッシュ・フローのマイナスを含め、財務上の問題が継続しております。

今回のファイナンスは、4「新規発行による手取金の使途」(2)「手取金の使途」の目的及び理由に記載のとおり、本新株予約権の発行については、業容拡大のためのM&A資金及び、「ENeSYS」(タイ)の販売に関する強化資金に使用するため、当社の収益基盤の拡大、及び体制の強化に寄与すると考えております。

以上により、本株式及び本新株予約権の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、当社取締役会では、当社を取り巻く状況を加味した上で、手元資金の確保によって、財務基盤の強化を行い、本ファイナンスにより、収益基盤の確立が可能となると共に、既存事業の立て直しによる与信力の向上や企業価値の向上が期待されることから、今回の大規模な第三者割当の規模及びスキームは合理的であるものと判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

当社は新株予約権の発行を行い新株予約権の権利行使に基づく株式の数450,000株による希薄化率7.26%(議決権比率7.28%)であり、また、本新株予約権の発行と併せ本新株式900,000株の発行を行い、これによる希薄化率は14.53%(議決権比率14.56%)となり、合計の希薄化率は、21.79%(議決権比率21.84%)に相当することとなり、結果として株式の希薄化が生じます。これらのことから、希薄化率が20%を超えることから、大規模な第三者割当増資に準じるものと考えております。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Sunny Idea International Limited	Rm 1602 Malaysia Bldg., 50 Gloucester Road, Wanchai, HK	1,531,000	24.77	1,531,000	20.33
Dymagin Global Limited	Suite 2408, 24/F., Lippo Centre, Tower 2, 89 Queensway, Hong Kong	985,500	15.94	985,500	13.09
日本新電力株式会社	東京都中央区佃一丁目11番8号			900,000	11.95
Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited	Rooms 2003-06, 20/F, Shui On Center, 6-8 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong			450,000	5.97
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	271,800	4.40	271,800	3.60
山本 卓	兵庫県川西市	271,000	4.38	271,000	3.60
セノーテ1号投資事業有限責任組合	東京都中央区築地四丁目1番12号 ビュロー銀座605号	239,000	3.87	239,000	3.17
吉川 登	奈良県生駒市	205,000	3.32	205,000	2.72
KING TECH SERVICE HK LIMITED (常任代理人 株式会社キング・テック)	FLAT/RM301, 3/F, SUN HUNG KAI CENTRE, 30 HARBOUR ROAD, WANCHAI, Hong Kong (東京都中央区日本橋富沢町10番18号)	190,000	3.07	190,000	2.52
株式会社MAYA INVESTMENT	東京都港区三田2丁目20番3号	180,000	2.91	180,000	2.39
IMグロス1号投資事業有限責任組合	東京都世田谷区弦巻4丁目23番12号	150,000	2.42	150,000	1.99
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番3号	106,800	1.73	106,800	1.42
計		4,130,100	66.81	5,480,100	72.76

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年3月31日時点の株主名簿及び大株主より提出された大量保有報告書に記載された数値を基準として記載しております。

2. 本有価証券届出書提出日現在(平成26年9月5日)の発行済株式総数は6,194,100株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

4. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成26年9月22日付で所有価証券届出書を提出した新株式の発行及び本新株予約権の行使により増加する株式数を加算しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本件第三者割当の本新株式及び本新株予約権の発行規模は、「4.大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、議決権個数の希釈化が生じます。

これにより既存株主の皆様におきましては、大幅に株式持分及び議決権比率が低下することから、既存株主様の株式価値が低下すると考えております。また、割当予定先の保有方針としては、同時に短期売買目的としているものではない旨の報告を受けておりますが、発行した株式が売却されることとなる場合、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

このような状況下において、平成25年3月期までの2年間、当社売上高のそれぞれ63.4%、97.7%を占めていた主要取引先とのシステム使用並びにシステムサポート保守の契約が同社のシステム変更に伴い平成25年3月31日をもって満了となったことにより、当社売上高が大幅に減少したものの、その後エネルギー管理システム「ENeSYS」の及び中古車査定システム「IES」の販売を推進してまいりました。

その結果、平成27年3月期第1四半期における当社の経営成績は、売上高97百万円、営業損失18百万円、経常損失18百万円、当期純損失18百万円となっております。また、現時点においても継続企業の前提に関する重要な疑義が生じている状況にあります。

このことから、新規製品に対する資金投下を行うことにより、収益基盤の確立を行い既存製品の販売強化と併せて早期の黒字転換を行うこと、並びに自己資本の充実を図ることで、財務体質の強化につながるものと考えており、当社の企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本新株式に加え、本新株予約権の発行を行うことが必要であると判断致しました。

また、資金調達を検討する中、間接調達や直接調達を含めあらゆる手段での資金調達の方法を検討してまいりましたが、当社の現状においては、数期にわたり当期純損失を計上する厳しい状況にあり、資金調達の方法は限られたものとなっております。間接金融による資金調達については、本資金調達の目的が自己資本の充実も含まれることから、間接金融については選択肢として見送り、また、直接金融による資金調達を検討するにあたり、公募増資については、同じく数期にわたり当期純損失を計上している状況であることから、十分な応募が期待できないことは明白であり、実現可能性が低いと判断いたしました。株主割当増資やライツ・オフアリングについても前述の厳しい財務状況に加えて、ここ数年配当が実施できていないことから現段階では実現可能性が低いと判断いたしました。その結果、第三者割当増資の方法を主眼として検討せざるを得ないと判断に至りました。

そこで当社の資金需要を勘案し、時間的に限られた状況の中で第三者割当増資を検討するにあたり、今般の各割当予定先との協議を行い、今般の各割当予定先を引受先として第三者割当増資による新株式並びに新株予約権の発行を決定致しました。

また、割当予定先は当社の大株主となるものの、当社の筆頭株主の異動が生じる規模ではないこと、また本件増資は割当先に特に有利な条件による株式の割当ではないことから、当社の資金調達の必要性、調達資金を活用することによる事業価値や企業価値向上と、希薄化規模としては25%程度となるものの、割当予定先のうちの日本新電力株式会社の保有方針としては短期売却を想定していないことから、市場に今般発行する株式が市場に流通するものは一定に限られることなどを勘案した結果、中長期的には本件増資の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断いたしました。

### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件増資により、当社株式は20%を超える大幅な希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に準じ、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行うことと致しました。

当社は、当社社外監査役3名全員に加え、当社とこれまで取引の無い弁護士である田中達也氏(熊谷・田中・津田法律事務所)による委員会(以下、「独立委員会」)を組成し、本第三者割当による新株式の発行を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱しました。

当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当に係る募集株式発行の目的及び理由(割当予定先の選定理由、本提携の内容、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。)、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。

その結果、独立委員会は、以下の通り、平成26年9月5日付の意見書において述べております。

<独立委員会の意見書>

第1 資金調達の必要性(資金使途の合理性)

貴社は、本増資において、新株式の発行により311,400,000円(手取概算額308,710,100円)、並びに新株予約権の発行により2,394,000円及び行使により155,700,000円(手取金概算154,449,050円)の調達を予定しております。

上記の調達資金は、以下の目的のために使用されることが予定されています。

(新株式発行による調達資金)

省電力事業の事業推進資金	260,910,100円
管理・販売体制構築の為の資金	47,800,000円

(新株予約権発行による調達資金)

M&A資金	40,000,000円
ENeSYS(タイ)の販売に関する強化資金	114,449,050円

それぞれの使途の必要性及び相当性について、上記の資金使途に応じて以下に検討します。

1. 省電力事業の事業推進資金及び管理・販売体制構築の為の資金 < >

新株式発行による調達資金のうち260,910,100円は、省電力事業の事業推進資金に充てられ、内訳は、営業人員の増員(平成26年9月~平成28年8月)として99.9百万円、営業所の開設資金(平成27年1月~平成27年12月)として15.0百万円、営業所の賃借料(平成27年1月~平成28年9月)として19.6百万円、営業車の購入資金(平成27年1月~平成27年12月)として10.0百万円、仕入資金(平成27年1月~平成28年9月)として94.0百万円、その他(広告宣伝費等)(平成27年1月~平成28年9月)として22.4百万円を使用する予定とのことです。

また、新株式発行による調達資金のうち47.8百万円は、管理・販売体制構築の為の資金に充てられ、内訳は、人員増員のための資金(平成26年12月~平成28年9月)として23.5百万円、管理システムの構築資金(平成26年10月~平成28年1月)として24.3百万円を使用する予定とのことです。

貴社は、平成21年3月期以降、継続企業の前提に重要な疑義が生じており、また、平成25年3月31日をもって主要取引先とのシステム使用並びにシステムサポート保守の契約が終了し収益の柱が失われた結果、安定的に収益を生み出す事業を創出することが急務となっております。かかる状況において、貴社は、平成26年1月9日を払込期日とする新株式発行による資金調達を実施し、かかる調達資金を、主としてエネルギー管理システム「ENeSYS」及び中古車査定システム「IES」に係る事業に投入し、売上及び収益向上を図ろうとする過程にあるといえます。

かかる状況において、PPS(特定規模電気)事業を広く展開し成果を上げている日本ロジテック協同組合と業務提携を行うことは、貴社の取扱商材及び販路の拡大に大きく寄与し、貴社が注力する省電力事業の発展に資することが期待されるものであり、したがって、これに関連する営業拠点及び営業人員の拡充等に対して資金投入を行うことは、十分な合理性があるものと思われま

併せて、営業拠点及び営業人員の拡充を図ることにより、必然的に本部機能の強化も必要となるため、かかる本部機能の強化としての人員の確保及び管理システムの構築に対して資金投入を行うことも、合理性があると考えます。

そして、省電力事業の事業推進及び管理・販売体制構築に係る資金として予定される各項目への支出金額についても、その期間及び金額に鑑みれば、合理性が認められるものと思われま

これらの状況に鑑みれば、上記の省電力事業の事業推進及び管理・販売体制構築の資金使途には、具体性及び相当性があり、資金調達の必要性は認められると考えま

2. M&A資金 < >

新株予約権発行による調達資金のうち40.0百万円は、M&A資金(平成26年9月~平成27年3月)に使用する予定とのことです。

前述のとおり、ENeSYSの販売等を含む省電力事業を推進することは貴社の企業価値向上に資するものと考えられるところ、今後、利益率の向上を目的とした業容の拡大を行うため、建設に係る許認可を有し、建設業のノウハウを持つ

企業等の株式取得による子会社化を行うことは、一から自社で許認可を取得しノウハウを蓄積するよりも迅速であり、十分な合理性が認められるものと思います。これにより、機動的な工事が可能となり、競合他社に対する優位性の確保にも繋がるのが期待されるといえます。

また、M&A資金として想定している40.0百万円については、最終的には具体的案件次第ではあるが、現時点において協議を進めている企業の純資産額の平均値を参考にして算出した金額ということであり、特に不合理ではないと考えます。

以上のとおり、かかるM&Aは省電力事業の推進に寄与することが認められるといえ、そのための資金用途には、具体性及び相当性があり、資金調達の必要性は認められると考えます。

### 3. ENeSYS(タイ)の販売に関する強化資金< >

新株予約権発行による調達資金のうち113.5百万円は、ENeSYS(タイ)の販売に関する強化資金に充てられ、内訳は、増加仕入資金(平成26年10月~平成28年9月)として90.0百万円、人員強化資金(平成26年10月~平成28年3月)として24.4百万円を使用する予定とのことです。

ENeSYSは、経済成長が著しく電力需要の増大が見込まれるASEAN諸国やその他地域の発展途上国の市場に合致した商品であり、将来の発展途上国への事業展開の足掛かりとして進出したタイにおいて事業を成功させることは、貴社の省電力事業において重要であるといえます。

かかる意味において、今般、資金用途として予定している、発注から納品及び受注先企業からの入金が行われるまでの期間における貴社の資金繰りを安定化させるための仕入資金を増加させること、タイにおける人員強化を図ることについては、十分な合理性が認められるものと思います。

また、ENeSYSのタイにおける販売強化資金として予定される各項目への支出金額についても、その期間及び金額に鑑み合理性が認められるものと思われまます。

以上から、ENeSYSのタイにおける販売強化の資金用途には、具体性及び相当性があり、資金調達の必要性は認められると考えます。

## 第2 調達方法の相当性

### 1. 第三者割当の選択

第三者割当を選択した理由について、貴社は、次のとおり説明しています。

「間接金融による資金調達については、当該規模の借入が見込める相手先を見つけることができないことから、間接金融については選択肢として見送り、また、直接金融による資金調達を検討するにあたり、公募増資については、同じく数期にわたり当期純損失を計上している状況であることから、十分な応募が期待できないことは明白であり、実現可能性が低いと判断いたしました。加えて株主割当増資やライツ・オフリングについても前述の厳しい財務状況に加えて、ここ数年配当が実施できていないことから現段階では実現可能性が低いと判断いたしました。その結果、第三者割当増資の方法を主眼として検討せざるを得ないとの判断に至りました。」

継続企業の前提に重要な疑義が生じ、かつ、経常損失が生じている、現在の貴社の経営成績及び財政状態において、本増資により調達しようとする程度の金額を貸付等のデットにより資金提供を行う先を探すことは現実的には困難であるといえ、エクイティによる資金調達を選択することは致し方ないと思います。

そして、上記の貴社の経営成績及び財政状態からして、公募増資、株主割当増資及びライツイシューについては、応募があるかは懐疑的であり、迅速な資金調達が必要な貴社の現況には照らせば、適した方法ではないといえます。

以上の理由から、迅速かつ確実に資金調達が可能で第三者割当によることは、他の資金調達との比較においても相当であると考えます。

### 2. 割当先の選定及び調達方法の選択

本増資では、新株式と新株予約権の募集が予定されており、新株式の割当予定先は日本新電力株式会社、新株予約権の割当予定先はLicheng(H.K.)Technology Holdings Limitedとし、それぞれの調達金額は、新株式の発行により311,400,000円(手取概算額308,710,100円)、並びに新株予約権の発行により2,394,000円及び行使により155,700,000円(手取金概算154,449,050円)とされています。

(日本新電力株式会社を割当先とする新株式の発行)

新株式の発行による調達資金の用途は、日本ロジテック協同組合との業務提携に伴う貴社の取扱商材の拡大及び販売・管理体制の増強であるところ、かかる業務提携先である日本ロジテック協同組合の理事である橋本宏昌氏が代表

を務め、同組合が資金援助を行う日本新電力株式会社であれば、最も今般の資金使途に対する理解が得られ易く、かつ、強固な業務提携関係を構築する意味でも貴社にとって有益な割当先であると思います。

また、迅速かつ確実に資金調達ができる新株式の発行を行うことは、今般の資金使途にも合致するものであるといえます。

したがって、日本新電力株式会社を割当予定先とする新株式の発行を行うことについて、相当性が認められるものと考えます。

(Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedを割当先とする新株予約権の発行)

割当予定先であるLicheng (H.K.)Technology Holdings Limitedは貴社の元取締役を通じて紹介された先であり、同社の100%親会社である5173.com Holdings Limitedは、ECサービスサイトの事業以外にも、貴社の取り扱うIES及びBEMSの事業に興味を持ち、貴社の商品の販売等を中国国内で行いたいと考えていることから、割当予定先として選定したとのことです。

現在の貴社の経営成績及び財政状態において出資の引受先を探すこと自体が容易では無く、また、貴社の商品を中国に販売する機会ともなり得ることをも併せて考えると、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedを割当予定先として選定することについて相当性は求められるものと思います。

もっとも、前述の貴社の資金需要からすれば、行使が不確定である新株予約権よりも、迅速かつ確実な資金調達が可能である新株式の発行を行うことが望ましいといえますが、この点、新株予約権の募集とした理由について、貴社は、次のとおり説明しています。

「一度に一定金額以上の出資をする場合は社内手続きに時間がかかること、今後の当社の事業の状況及び、5173.com Holdings Limitedにおける当社の事業展開及び協業の状況に応じて権利行使を行いたいという意向を踏まえ、当社の資金使途の状況、及び割当の候補先が他に見つからないことを鑑み、新株予約権による発行に至ったものであります。」

前述のとおり、現在の貴社の経営成績及び財政状態において出資の引受先を探すこと自体が容易では無い状況において、迅速に資金調達の機会を得ることを目的として、割当予定先の意向を汲むことも止むを得ない選択であるといえ、他方で、新株予約権の行使に一定の期間が生じる点については、新株予約権の発行条件として行使停止要請条項及び取得請求権が付与され、状況に応じて貴社の選択により新株予約権の行使による希薄化を防止できる構造になっていることも併せて考えれば、新株予約権によることも相当性が認められるものと思われます。

以上から、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedを割当予定先とする新株予約権の発行を行うことについて、相当性が認められるものと考えます。

### 第3 発行条件の相当性

#### 1. 株式

日本証券業協会が新株の引受販売を行う協会員(証券会社)向けの自主ルールとして制定した「第三者割り当て増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協ルール」という。)においては、「発行価額は、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上とすることができる。」と規定されており、当該日証協ルールは、証券取引市場において広く認知されており、また、裁判例においても重要な判断基準として扱っているものといえます。

したがって、新株式の発行条件、すなわち、発行する新株式が普通株式であることからその発行価額の相当性については、日証協ルールに沿うものか否かを基準に判断することが妥当と考えます。

そして、新株式の発行価額は、貴社において、本増資に係る取締役会決議日の直前営業日からの株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値の1か月平均(384.3円)を勘案し、協議の結果、1株につき346円と決定し、当該発行価額は、本増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値から31.0%のディスカウント、同直前営業日からの1か月平均株価から9.97%のディスカウント、3か月平均株価から18.56%のプレミアム、6ヶ月平均株価から27.55%のプレミアムとなっています。

この点、新株式の発行価額は、直前営業日の終値に関してのみ、10%のディスカウントを超えることにはなりますが、貴社の株価(終値)は平成26年8月25日を境に急騰しているところ、貴社のプレスリリースその他の開示情報及びマーケット全体の株価相場に鑑みても、かかる急騰に合理的理由は見当たらないものと思われ、かかる状況から、直前営業日の終値を基準とすることは必ずしも相当ではないと考えます。他方で、貴社は、本増資の決定に先立つ平成26年8

月13日に平成27年3月期第1四半期に係る決算短信を公表していることから、当該発表を受けた貴社の市場株価を織り込んだ1か月平均株価を基準とすることには合理性が認められるといえ、かかる考え方は日証協ルールに反するものではないと考えます。

したがって、新株式に係る発行条件は相当であると認められます。

## 2. 新株予約権

新株予約権の発行価額は、1個につき532円(1株につき5.32円)、行使に際して払い込むべき金額(行使価額)は、1株につき4円とすることが予定されています。

なお、行使価額(厳密には、これに新株予約権の発行価額を加えた金額)は、新株式の発行価額に相当しますが、かかる行使価額は、新株式と同じく、1株につき346円とすることが予定されています。

新株予約権の発行価額は、第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社に対して算定を依頼のうえ、新株予約権1個につき531.7円(1株につき5.317円)が公正価額であるとの評価報告を得ています。

同社は、割当先の権利行使行動及び株式売却動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、基準となる貴社の株価502円、権利行使価額346円、ボラティリティ94.18%、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.079%、配当率0.00%、貴社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性、貴社の信用リスク等についても一定の前提を置いたうえで、新株予約権の発行条件に従い、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しています。

上記の算定は、前提とする事実関係における重大な誤りはなく、また、かかる前提に基づく算定内容も一般的な手法であり、いずれに関しても、特段の不合理な点は見受けられないため、当該算定結果を基礎とする発行価額は、相当なものであると認めることができます。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



### 第三部 【追完情報】

#### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」である有価証券報告書（第11期）及び四半期報告書（第12期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年9月5日）までの間において生じた変更その他の事由はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年9月5日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もございません。

#### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年9月5日まで）の間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成26年6月30日提出の臨時報告書]

##### 1 提出理由

当社は、平成26年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

###### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

###### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款の一部変更の件

事業目的、本店所在地、単元未満株主についての権利について変更する。

###### 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、高田真吾、小田玄紀、畑久恵を選任する。

###### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、高野民治を選任する。

###### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、新井猛、丸山智浩を選任する。

###### 第5号議案 資本金及び資本準備金の額減少の件

資本金の額1,069,138,651円を979,138,651円減少し、90,000,000円とします。

資本準備金の額987,943,651円を878,445,584円減少し、109,498,067円とします。

###### 第6号議案 剰余金処分の件

その他資本剰余金を1,857,584,235円減少し、繰越利益剰余金を1,857,584,235円増加します。

###### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款の一部変更の件	41,356	95	0	(注)1	可決 99.60%
第2号議案 取締役3名選任の件				(注)2	
高田 真吾	41,035	416	0		可決 98.83%
小田 玄紀	41,096	355	0		可決 98.98%
畑 久恵	41,096	355	0		可決 98.98%
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
高野 民治	41,039	412	0		可決 98.84%

第4号議案 補欠監査役2名選任の件 新井 猛 丸山 智弘	41,102 41,102	349 349	0 0	(注) 2	可決 98.99% 可決 98.99%
第5号議案 資本金及び資本準備金の額減少の件	41,354	97	0	(注) 3	可決 99.60%
第6号議案 剰余金処分の件	41,332	119	0	(注) 3	可決 99.54%

- (注) 1. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第1四半期)	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

株式会社リミックスポイント  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 大丸

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石渡 裕一郎

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度において売上の大きな割合を占める取引先との契約が終了したことを受け、売上が大きく減少し、継続的かつ安定的な利益の計上に不確実性が認められることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものでない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リミックスポイントの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社リミックスポイントが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月13日

株式会社リミックスポイント  
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度において売上高が大きく減少し、継続的かつ安定的な利益の計上に不確実性が認められることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。